

写

2023年 7月 26日

長野労働局長

久富 康生 殿

長野県長野市県町532-3

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会

委員長 山口 正 巳



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

	産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業		
E274	医療用機械器具・医療用品製造業		
E275	光学機械器具・レンズ製造業		
E281	電子デバイス製造業		
E282	電子部品製造業		
E283	記録メディア製造業		
E284	電子回路製造業		
E285	ユニット部品製造業		
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292	産業用電気機械器具製造業		
E293	民生用電気機械器具製造業		
E294	電球・電気照明器具製造業		
E295	電池製造業		
E296	電子応用装置製造業		
E297	電気計測器製造業		
E299	その他の電気機械器具製造業		
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業		

E302 映像・音響機械器具製造業		
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E323 時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	1,382	61,822

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数52,760名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額945円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	17組合	11,527人
機関決定	40組合・事業所	12,130人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	57組合・事業所	23,657人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
1	KOA労組	1,329人
2	しなの富士通労組	323人
3	JVCケンウッド長野労組	124人
4	小諸村田製作所労組	301人
5	ルビコン労組	342人
6	ニデックインスツルメンツ労組	431人
7	山洋電気労組	867人
8	山洋電気テクノサービス労組	590人
9	パナソニックグループ労連パナソニックオートモーティブシステムズ労組松本支部	433人
10	新光電気労組	3,636人
11	OKIネクステック労組小諸支部	98人
12	長野日本無線労組	510人
13	富士電機労組松本支部	1,432人
14	富士電機メーター労働組合	102人
15	富士電機パワーセミコンダクタ労組飯山支部	139人
16	富士電機パワーセミコンダクタ労組大町支部	210人
17	日本無線労働組合	660人
計	17組合	11,527人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労働者数
1	アイテクノ矢嶋労組	94人
2	サクラ精機労働組合	188人
3	JAM東京精電労組	21人
4	TDK労組千曲川支部	69人
5	TDK労組浅間支部	350人
6	東京マイクロ労組	47人
7	シチズン労組ミヨタ支部	448人
8	カワイ精密金属労組	75人
9	カイジョー労組松本支部	37人
10	シチズン労組飯田支部	193人
11	JAM多摩川精機労組	448人

12	JAM島津デバイス製造労組	7人
13	JAM天竜丸澤労組	50人
14	スタンレー伊那製作所労組	74人
15	ミクナスFE労組	49人
16	大和電機工業労組	291人
17	東京光電諏訪工場労組	4人
18	ホステック労組	18人
19	テクロック労組	2人
20	ミスズ工業労組	106人
21	高島産業労組	174人
22	小松精機工作所労組	231人
23	上原製作所労組	28人
24	ライト光機製作所労組	141人
25	セリオテック労組	37人
26	SUWAオプトロニクス労組	33人
27	STG労組	374人
28	諏訪三社電機労働組合	97人
29	日星工業株式会社長野工場従業員会	50人
30	日星工業株式会社飯田工場従業員会	46人
31	長野計器労働組合	593人
32	GSユアサ安曇野電器労組	66人
33	ダイヤ精機労組	106人
34	入一通信工業労組	11人
35	セイコーエプソン労組	6, 344人
36	シナノケンシ労組	705人
37	ミマキ電子部品労組	95人
38	長野愛知電機労組	97人
39	ニチコン大野労働組合安曇野	203人
40	山洋電気テクノユニオン	128人
計	40組合・事業所	12, 130人

(3) 改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所・企業名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和4年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	1,987円	100.0%	1,928円	97.0%	1,622円	81.6%
	女	1,594円	80.2%	1,375円	69.2%	1,157円	58.2%
電子部品・デバイス	男	1,986円	100.0%	1,848円	93.1%	1,759円	88.6%
	男 ~19歳	1,061円	53.4%	-	-	-	-
	男 20~24歳	1,250円	62.9%	1,446円	78.2%	1,181円	59.5%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
 -の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2023年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2023年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	12	9,423円	3.42%	3,896円	1.47%
電気機器	19	9,221円	3.48%	5,528円	2.09%
全産業	159	7,557円	2.93%	4,661円	1.82%
300人未満	84	6,493円	2.73%	4,258円	1.82%
300人以上	48	7,923円	2.96%	4,840円	1.78%
1000人以上	27	10,216円	3.40%	5,623円	1.90%

(2) 連合長野調べ(2023年7月21日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	22年妥結実績
電機・精密	26	9,052円	5,095人	10,012円	6,464円
製造業計	65	9,410円	12,485人	10,152円	6,019円
内300人以上	47	9,476円	14,093人	9,661円	5,921円
内100人以上	32	8,400円	4,885人	9,269円	5,477円
内99人以下	43	6,064円	1,430人	5,991円	4,458円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、
眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は2002年12月5日とします。

2009年 3月19日 一部改正